

千葉市道路線認定等事務取扱要領

(趣旨)

第1条 千葉市道路線認定等に関する事務取扱いは、法令要綱等に定めるほか、この事務取扱要領によるものとする。

(路線名)

第2条 路線の名称は、原則として町の区域ごとに定めるものとし、路線の所在がわかりやすく、他の路線と混同することのないように路線名を定めなければならない。

2 路線名を付す場合は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 原則として起点の左側の町の区域の名称に、一般市道路線にあっては、路線認定順に初番1からの追い番により付した番号をもって路線名とするものとし、その他の市道路線にあっては、下表に示す番号をもって路線名とするものとし、次の例のとおりとする。ただし、幹線道路については、起点左側の町の区域の名称と終点右側の町の区域の名称をもって路線名とすることができるものとする。

例：千葉港1号線、千葉港2号線・・・・・・千葉港600号線・・・・

市道区分	路線認定番号
一般道路	1～700
歩行者専用道路	701～800 901～950
自転車歩行者専用道路	801～900
自転車専用道路	951～

(2) 路線名は、他の路線と重複する路線名を使用してはならない。

(3) 廃止した路線名は、原則として使用してはならない。

(4) 都市計画道路については、原則として都市計画道路名を使用する。

(路線番号)

第3条 各路線には、電算処理等のため整理番号を設定するものとし、

前条の路線名に基づき、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 整理番号は、地区コード（三桁、別表1）と路線認定順に付番された番号を三桁にして組み合わせ設定するものとし、次の例のとおりとする。

例：千葉港1号線→A51001、

千葉港600号線→A51600

- (2) 前条第2項第1号ただし書きの幹線道路及び前条第2項第4号の都市計画道路の整理番号は、アルファベットの「T」に別に定める一連番号を組み合わせ設定するものとする。

- (3) その他の整理番号の取り扱いは、前条第2項の規定を準用する。

(路線の起終点)

第4条 路線の起点は、「千葉市道路元標」（設置場所：千葉市中央区市場町1番地県庁前駅交差点）とし、終点は、同元標から放射線上に定める。

2 前項によりがたい場合は、次の各号に定めるところにより、起点又は終点を定めるものとし、別図1から別図4に例示するとおり取り扱うものとする。

- (1) 路線の起点は、路線が南北線上から右回り又は右方向となるように、若しくは東西線上から右回り又は右方向となるように定めるものとする。

- (2) 下表に示す上位路線である国道又は県道が市道と接続する場合で接続部分に隅切りがあるときは、市道側隅切り両端を結んだ直線の中点をもって市道の起点又は終点とする。（別図1）

- (3) 市道と市道が接続する場合で、上位路線に接続する市道路線にあっては、上位路線の道路縁と当該路線中心線との交点を起点又は終点とする。（別図2）

- (4) 転回広場を有する行き止まり路線については、起点からいずれか道路中心線上で路線延長が長くなる方を終点とする。（別図3）

- (5) 立体交差等で上位路線から分岐して下位路線である本線に接続する路線の場合、当該路線の中心線と上位路線の道路縁及び本線

の道路縁との交点をそれぞれ起点及び終点とする。(別図4)

◎上位路線の決め方

上位路線	比較する道路の種類
国道	国道と市道
県道	県道と市道
1級市道	1級市道と2級市道
1級市道	1級市道とその他の市道
2級市道	2級市道とその他の市道
道路幅員の広い その他の市道	その他の市道のうち道路幅員の広い市道と狭い歩道
認定順位が上位 のその他の市道	その他の市道でいずれも道路幅員が同じ市道

(起終点の地番)

第5条 起点又は終点の表示地番は、公図等で容易に所在の確認ができる地番を用いるようにする。

2 起点又は終点の表示地番は、起点から終点方向に向かって、起点にあっては、左側道路境界線との直交する交点に接する土地の地番とし、終点にあっては、右側道路境界線との直交する交点に接する土地の地番とする。ただし、他に適当な土地がない場合は、それぞれそれらの点を結んだ延長線上に所在する土地の地番とすることができるものとする。

3 起点又は終点の位置に接する土地が官有地等で地番の登記登録のない場合等表示すべき地番がないときは、周辺土地の地番を用い、地先として表示するものとする。

4 道路区域内の地番は、起点又は終点の表示地番として用いないものとする。

(路線の認定延長及び実延長)

第6条 路線の認定延長及び実延長は、第4条第1項及び第2項に掲げ

る路線について同条第1項及び第2項各号に定める起点から終点までの二点間の道路中心線上の距離を路線の総延長とし、次の各号に掲げる場合を除き、これをもって当該路線の認定延長及び実延長とする。

- (1) 他の路線と重複する場合の実延長は、総延長から重複部分の延長を差し引いたものとする。
- (2) 路線に未供用区間がある場合の実延長は、総延長から未供用区間の延長を差し引いたものとする。
- (3) 立体交差等で側道として取り扱われる道路の延長は、原則として路線の認定延長及び実延長に加えないものとする。

2 路線の認定延長及び実延長の測定は、原則として実測によるものとする。

(道路幅員)

第7条 道路幅員は、原則として道路中心線から左右の道路の区域の境界線（以下「区域線」という。）に向け直交する線上の同区域線と交差する左右二つの交点を結んだ距離とし、別図5の例によるものとする。

2 道路各部の幅員は、次の各号のとおりとする。（別図6）

- (1) 道路部幅員には、車道、歩道等、中央帯及び路肩を含めるものとする。
- (2) 車道幅員には、車線、停車帯、非常駐車帯及び待避所を含めるものとする。
- (3) 中央帯幅員には、中央帯及び側帯を含めるものとする。

3 区域線測量が完了していない路線の道路幅員は、道路中心線と直交する線上で左右の現況道路縁と交差する2点の点間距離とする。

4 道路現況の存在しない未供用路線の場合は、区域線が整備されているときは、原則として左右の区域線間の距離を道路幅員とし、区域線が未整備のときは、公図上の幅を道路幅員とする。

5 隅切り部は、道路幅員に含めないものとする。

6 駅前広場を抱く路線の幅員は、道路現況によるものとし、通行経路、道路各部位との一体性等を考慮のうえ、決定するものとする。

(道路面積)

第 8 条 道路敷面積は、原則として各路線の両側の区域線とその両端を結ぶ区域線とで囲まれた区域の面積とする。

(表示単位及び端数処理)

第 9 条 路線の認定延長及び実延長並びに道路幅員は、メートル単位とし、道路面積及び路線別道路面積は、平方メートル単位とする。

2 前項の表示単位及び端数処理は、次の各号のとおりとする。

- | | |
|---------------|------------------------|
| (1) 認定延長及び実延長 | 小数第 1 位 (小数第 2 位を四捨五入) |
| (2) 道路幅員 | 小数第 2 位 (小数第 3 位を四捨五入) |
| (3) 道路面積 | 小数第 2 位 (小数第 3 位を四捨五入) |
| (4) 路線別道路面積 | 単位未満四捨五入 |

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(千葉県道路線認定等事務取扱要領の廃止)

2 千葉県道路線認定等事務取扱要領 (昭和 59 年 4 月 1 日施行) は、廃止する。

(経過措置)

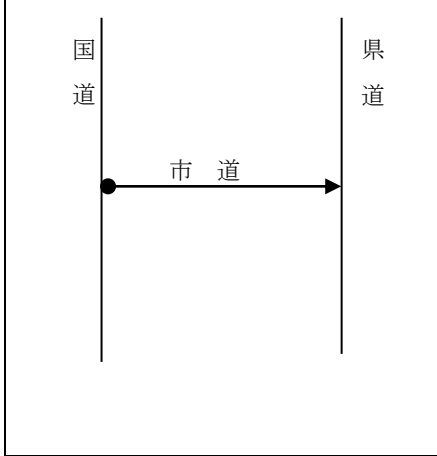
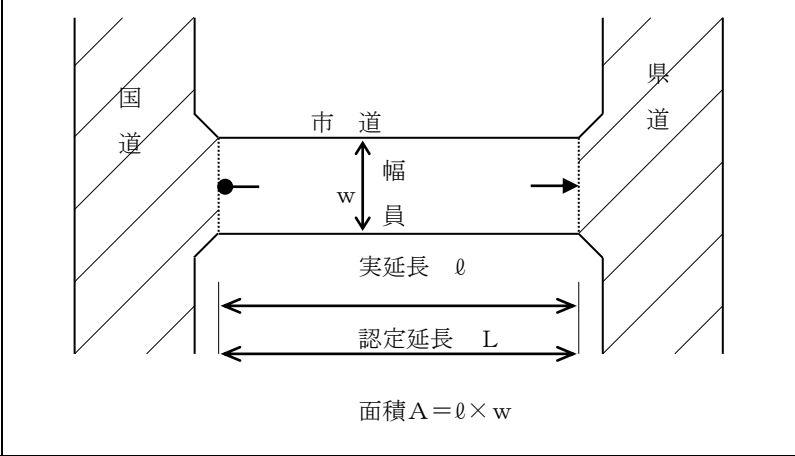
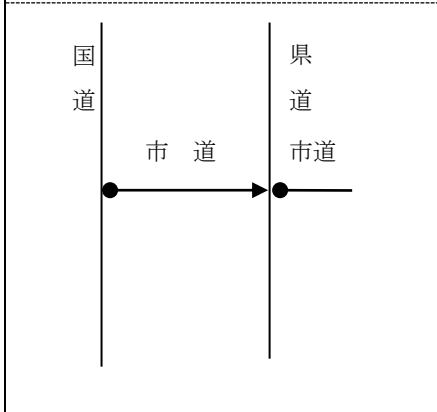
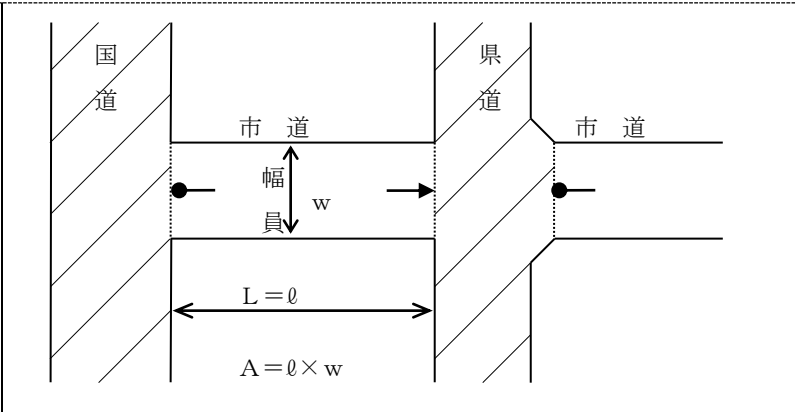
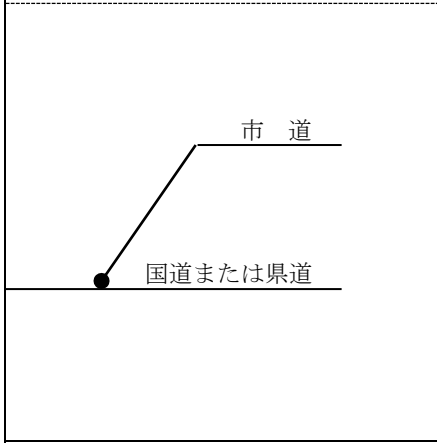
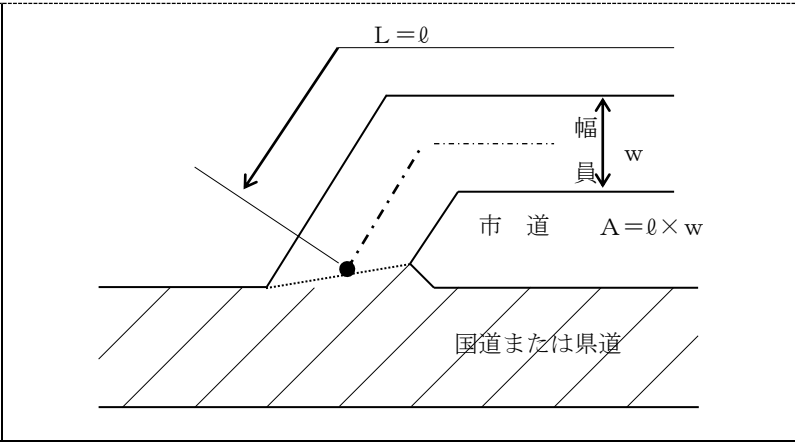
3 この要領の施行前に国道、県道又は市道として指定又は認定された路線のうち改正後の要領の全部又は一部の規定を適用することが適当でないと認められる路線については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成 27 年 2 月 26 日から施行する。

別図1

第1図 国道・県道と市道が接続する場合

<p>路線図</p> <p>凡例 起点 ●—</p> <p>凡例 終点 —></p>	<p>拡大図</p> <p>凡例 起点 ●—</p> <p>凡例 終点 —></p> <p>実延長 ℓ</p> <p>認定延長 L</p> <p>道路幅員 w</p> <p>道路面積 A</p>
<p>図1-1 隅切りを有する場合</p> 	 <p>面積 $A = \ell \times w$</p>
<p>図1-2 隅切りを有しない場合</p> 	 <p>$L = \ell$</p> <p>$A = \ell \times w$</p>
<p>図1-3 片側に隅切りを有する場合</p> 	 <p>$L = \ell$</p> <p>面積 $A = \ell \times w$</p>
<p>※国道・県道の上位路線と起終点が接続する市道の場合隅切り部の面積は上位路線に含む。</p>	

別図 2

第 2 図 市道と市道が接続する場合

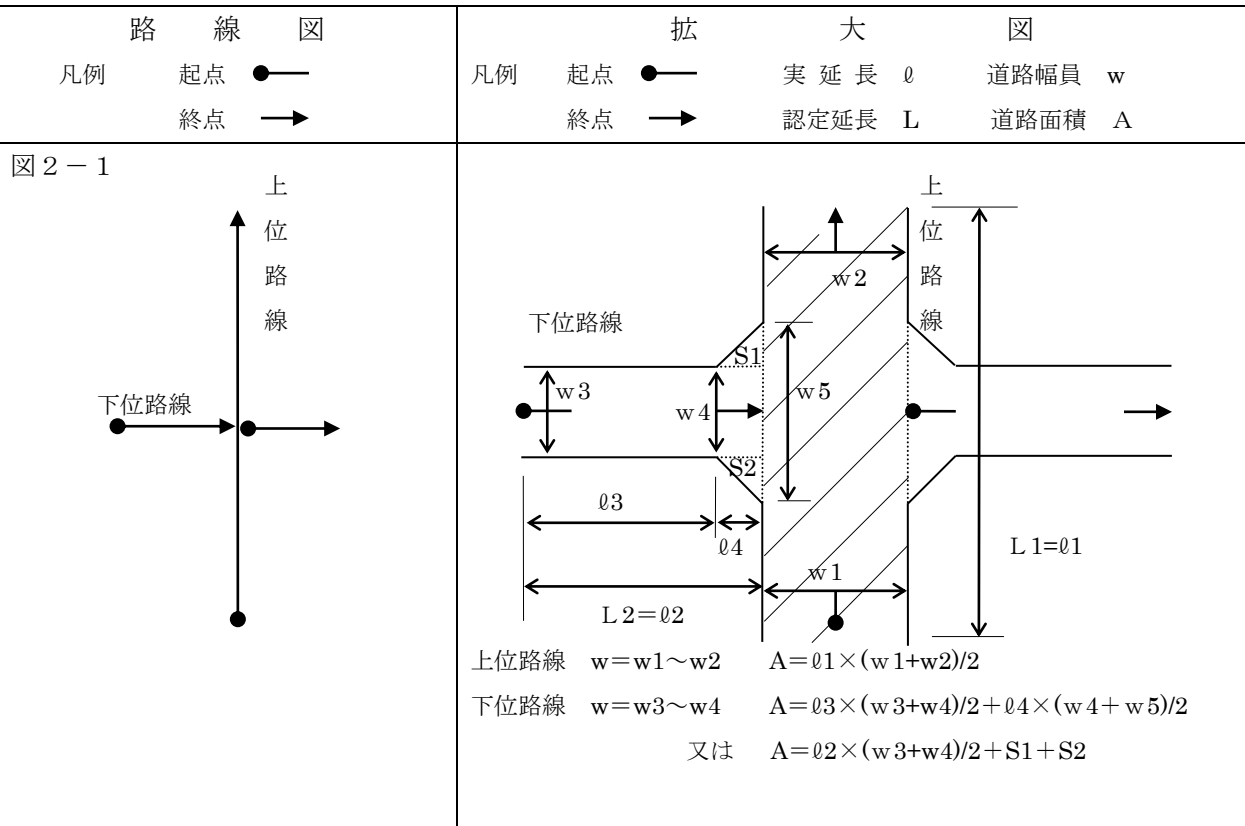
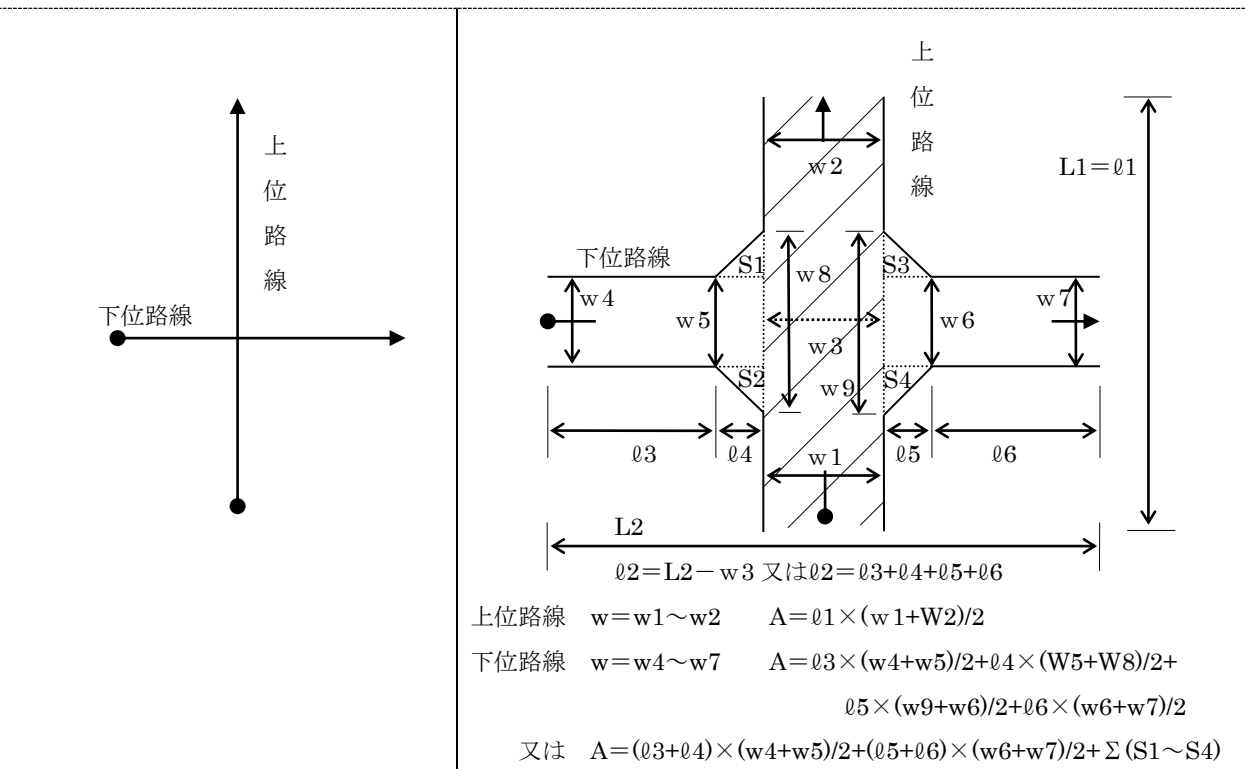


図 2-2 重複する場合



別図3

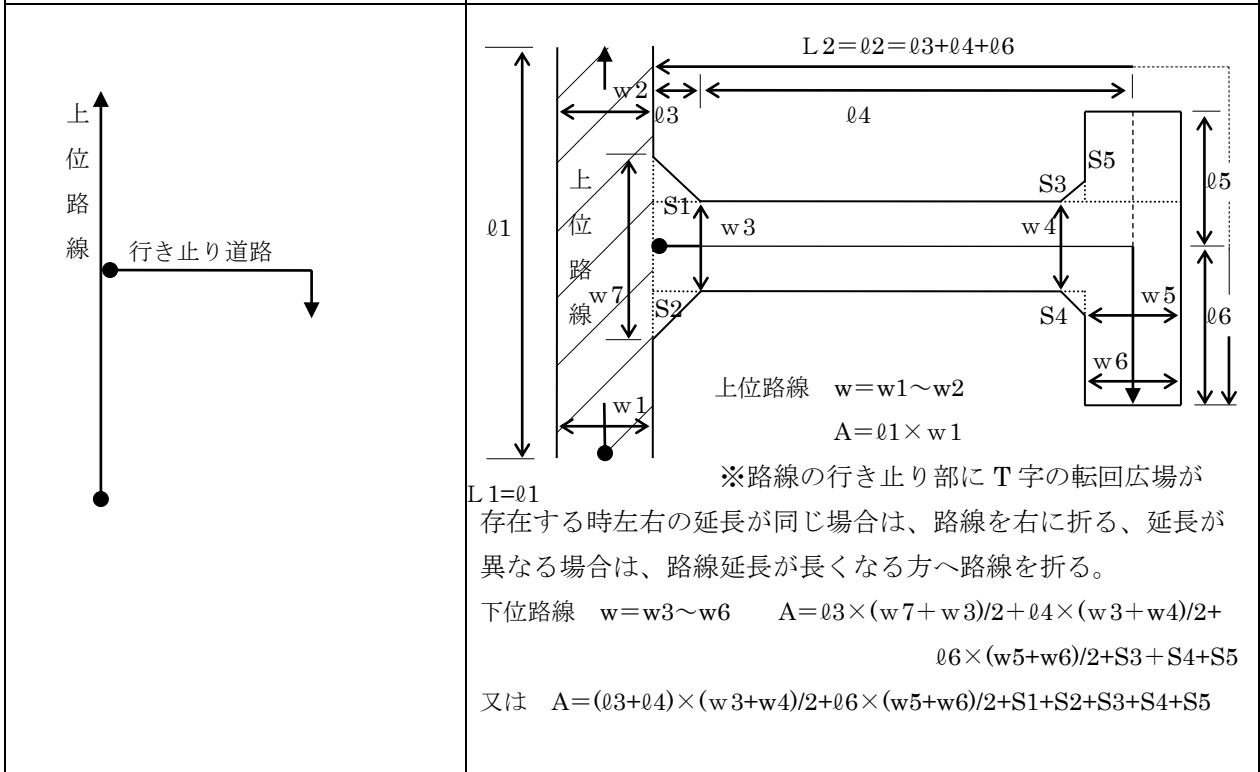
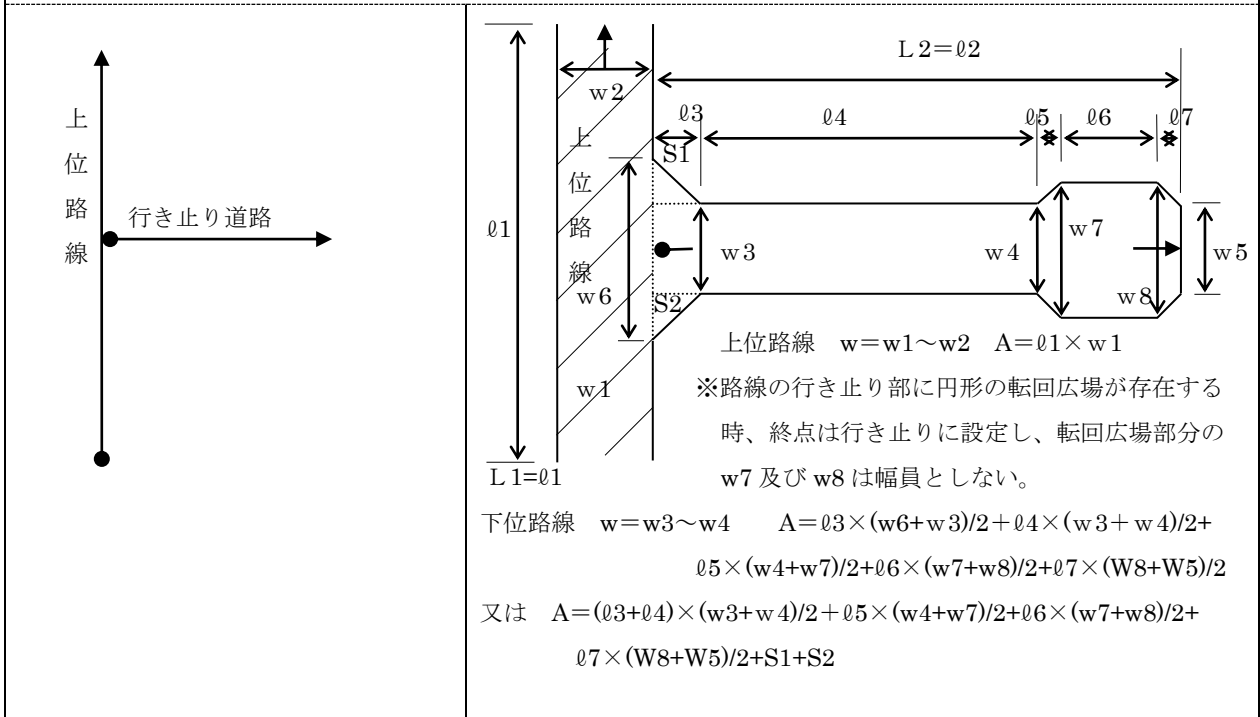
第3図 転回広場を有する路線の場合

路 線 図		拡 大 図		
凡例	起点 ●— 終点 —→	凡例	起点 ●— 終点 —→	実延長 ℓ 認定延長 L 道路幅員 w 道路面積 A
図3-1 転回広場が中間にある場合				
<p>上位路線 行き止り道路</p>	<p> $L1 = \ell1$ 上位路線 $w = w1 \sim w2$ $A = \ell1 \times (w1 + w2) / 2$ ※行き止り道路で展開広場が中間にあり $\ell5 \geq \ell6$ の時、路線は直線とする。 下位路線 $w = w3 \sim w4$ $A = \ell3 \times (w5 + w3) / 2 + (\ell4 + \ell5) \times (w3 + w4) / 2 + S3$ 又は $A = \ell2 \times (w3 + w4) / 2 + S1 + S2 + S3$ </p>			
<p>上位路線 行き止り道路</p>	<p> $L1 = \ell1$ 上位路線 $w = w1 \sim w2$ $A = \ell1 \times (w1 + w2) / 2$ ※行き止り道路で展開広場が中間にあり $\ell5 \leq \ell6$ の時、路線はL字とする。 下位路線 $w = w3 \sim w6$ $A = \ell3 \times (w3 + w7) / 2 + \ell4 \times (w3 + w4) / 2 + \ell6 \times (w5 + w6) / 2 + S3 + S4$ 又は $A = (\ell3 + \ell4) \times (w3 + w4) / 2 + \ell6 \times (w5 + w6) / 2 + S1 + S2 + S3 + S4$ </p>			

第3図 転回広場を有する路線の場合

路 線 図	拓 大 図
凡例 起点 ●— 終点 —→	凡例 起点 ●— 実延長 ℓ 道路幅員 w 終点 —→ 認定延長 L 道路面積 A

図3-2 転回広場が行き止り部にある場合



別図4

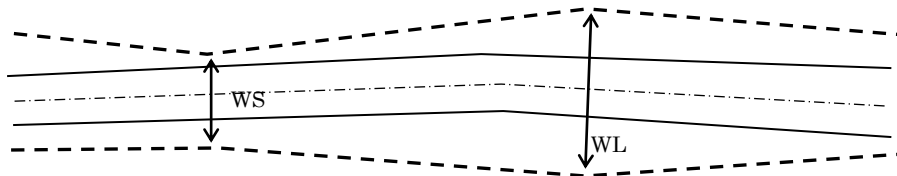
第4図 立体交差部		拡大図		
路線図	凡例 起点 ●— 終点 →	凡例 起点 ●— 終点 →	実延長 l 認定延長 L	道路幅員 w 道路面積 A
図4-1 立体交差で他の路線に接続する場合				
<p>上位路線 下位路線 (流入ランプ) 下位路線 (本線) 下位路線 (流出ランプ)</p>	<p>上位路線 下位路線 (流入ランプ) w_1, w_2 下位路線 (本線) 下位路線 (流出ランプ) w_3, w_4 $L_1=l_1$ $L_2=l_2$</p>	<p>下位路線 (流入ランプ) $w=w_1\sim w_2$ $A=l_1\times(w_1+w_2)/2$ 下位路線 (流出ランプ) $w=w_3\sim w_4$ $A=l_1\times(w_3+w_4)/2$</p>		
図4-2 立体交差で車両等が方向転換を行う施設の場合				
<p>下位路線 (本線)</p>	<p>流入ランプ S_1 本線 流出ランプ w_1, w_2, w_3 $L_1=l_1$</p>	<p>※斜線部分は側道として取り扱い面積のみを調書に取り込む。 $w=w_1\sim w_3$ $A=l_1\times(w_1+w_2)/2+S_1$</p>		

別図5

第5図 区域線測量整備済箇所における幅員取得

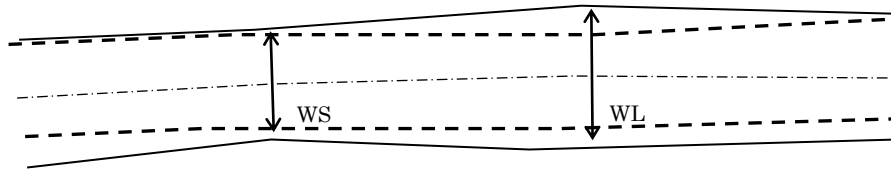
凡例 区域線 - - - - - 道路縁 ————— 道路中心線 - · - · - · -
 最小幅員 = WS 最大幅員 = WL

図5-1 区域線が現況道路より広い場合



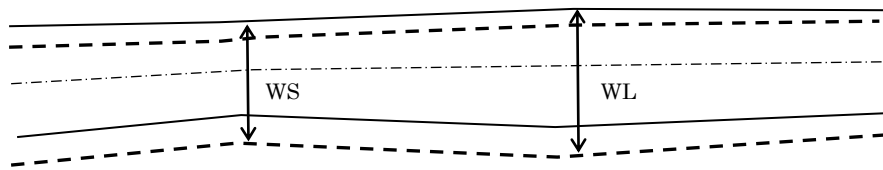
区域線が現況道路より広い場合は、道路中心線とが直交する線上で左右の区域線各々と交差する点間距離を道路区域の幅員とする。

図5-2 現況道路が区域線より広い場合



現況道路が区域線より広い場合は、道路台帳幅員データに基づき最小・最大幅員を選定して道路区域の幅員とする。

図5-3 区域線と現況道路がずれている場合



区域線と現況道路がずれている場合は、道路中心線に直交する線上で左右の最外線と交差する点間距離を道路区域の幅員とする。

別図6

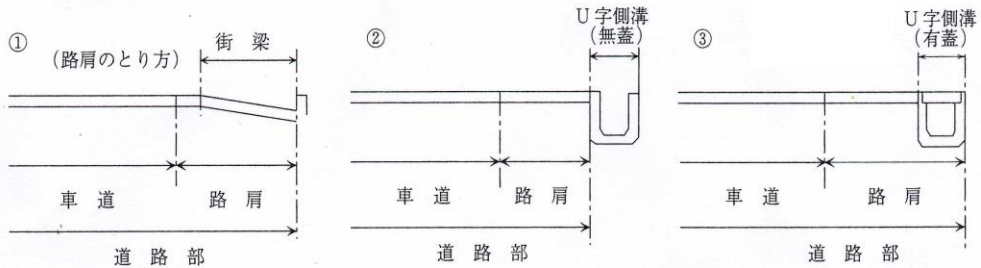
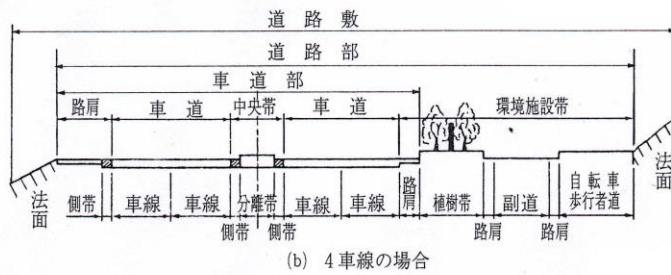
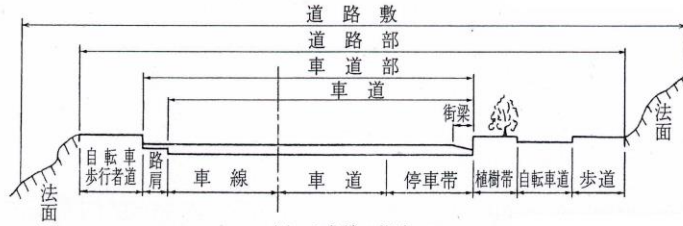
第6図

道路面積

実延長区間における道路面積を、次の区分により記入する。

1. 道路構成別内訳

〈横断面の構成要素とその組合せ〉



区 分	50音順			地区コード順		
		地区コード	地 区 名	地区コード	地 区 名	
1	あ	F 1 1	愛生町	A 0 1	稲毛海岸	A
2		A 4 3	青葉町	A 0 2	稲毛	
3		C 1 3	赤井町	A 0 3	稲丘町	
4		B 0 2	朝日ヶ丘町	A 0 4	稲毛東	
5		A 2 9	旭町	A 0 5	稲毛台町	
6		M 1 2	あすみが丘	A 0 6	黒砂	
7		A 0 9	穴川	A 0 7	黒砂台	
8		H 0 4	天戸町	A 0 8	弥生町	
9		F 0 5	あやめ台	A 0 9	穴川	
10	い	L 2 1	五十土町	A 1 0	緑町	
11		L 1 9	和泉町	A 1 1	登戸	
12		A 5 6	磯辺	A 1 2	春日	
13		M 1 1	板倉町	A 1 3	汐見丘町	
14		A 3 9	市場町	A 1 4	松波	
15		A 0 2	稲毛	A 1 5	轟町	
16		A 0 1	稲毛海岸	A 1 6	弁天	
17		A 0 5	稲毛台町	A 1 7	新千葉	
18		A 0 4	稲毛東	A 1 8	新町	
19		A 0 3	稲丘町	A 1 9	新田町	
20		A 4 7	稲荷町	A 2 0	新宿	
21		A 4 0	亥鼻	A 2 1	富士見	
22		C 0 1	今井	A 2 2	要町	
23		C 0 9	今井町	A 2 3	栄町	
24		A 2 5	院内	A 2 4	祐光	
25		う	H 1 1	打瀬	A 2 5	院内
26			G 0 8	内山町	A 2 6	道場北
27			G 0 7	宇那谷町	A 2 7	道場南
28			C 0 8	鶺の森町	A 2 8	鶴沢町

区分	50音順			地区コード順		
		地区コード	地区名	地区コード	地区名	
29	お	L05	大井戸町	A29	旭町	A
30		J09	大金沢町	A30	東本町	
31		M07	大木戸町	A31	亀井町	
32		D10	大草町	A32	本町	
33		M08	大椎町	A34	中央	
34		M05	大高町	A35	本千葉町	
35		D06	太田町	A36	神明町	
36		L22	大広町	A37	港町	
37		D05	大宮台	A38	長州	
38		D04	大宮町	A39	市場町	
39		C11	大森町	A40	亥鼻	
40		D08	小倉台	A41	亀岡町	
41		D07	小倉町	A42	葛城	
42		J04	落井町	A43	青葉町	
43		M06	越智町	A44	千葉寺町	
44		L23	御成台	A45	末広	
45		L07	小間子町	A46	寒川町	
46		M10	小山町	A47	稻荷町	
47		I04	生実町	A48	新港	
48		I09	おゆみ野	A49	幸町	
49		I10	おゆみ野有吉	A50	中央港	
50	I11	おゆみ野中央	A51	千葉港		
51	I12	おゆみ野南	A52	問屋町		
52	か	E01	貝塚町	A53	出洲港	
53		G02	柏井町	A54	高洲	
54		F22	柏台	A55	真砂	
55		A12	春日	A56	磯辺	
56		E05	加曽利町	A57	高浜	

区 分	50音順			地区コード順			
		地区コード	地 区 名	地区コード	地 区 名		
57	か	A 4 2	葛城	B 0 1	畑町	B	
58		A 2 2	要町	B 0 2	朝日ヶ丘町		
59		D 1 1	金親町	B 0 3	浪花町		
60		K 0 3	鎌取町	B 0 4	花園		
61		L 0 6	上泉町	B 0 5	検見川町		
62		M 0 2	上大和田町	B 0 6	南花園		
63		A 3 1	亀井町	B 0 7	瑞穂		
64		き	A 4 1	亀岡町	C 0 1	今井	C
65			J 0 5	刈田子町	C 0 2	南町	
66			L 1 7	川井町	C 0 3	宮崎	
67			C 1 4	川崎町	C 0 4	松ヶ丘町	
68			D 0 3	川戸町	C 0 5	蘇我町	
69			T	幹線道路	C 0 6	若草	
70			D 1 3	北大宮台	C 0 7	白旗	
71	L 1 2		北谷津町	C 0 8	鶉の森町		
72	く		A 0 6	黒砂	C 0 9	今井町	
73			A 0 7	黒砂台	C 1 0	大巖寺町	
74	け	B 0 5	検見川町	C 1 1	大森町		
75	こ	L 1 5	古泉町	C 1 2	花輪町	D	
76		J 0 7	小金沢町	C 1 3	赤井町		
77		国・建・主	国県主要道	C 1 4	川崎町		
78		G 1 8	こてはし台	D 0 1	星久喜町		
79		G 0 4	犢橋町	D 0 2	仁戸名町		
80		L 1 0	御殿町	D 0 3	川戸町		
81		F 0 2	小仲台	D 0 4	大宮町		
82	F 0 1	小中台町	D 0 5	大宮台			
83	G 1 4	小深町	D 0 6	太田町			
84	さ	A 4 9	幸町	D 0 7	小倉町		

区分	50音順			地区コード順				
		地区コード	地区名	地区コード	地区名			
85	さ	A 2 3	栄町	D 0 8	小倉台	D		
86		D 0 9	坂月町	D 0 9	坂月町			
87		F 0 6	作草部町	D 1 0	大草町			
88		H 1 2	作新台	D 1 1	金親町			
89		E 0 4	桜木町	D 1 2	千城台			
90		G 1 6	さつきが丘	D 1 3	北大宮台			
91		し	A 4 6	寒川町	E 0 1	貝塚町	E	
92			L 0 8	更科町	E 0 2	都町		
93			L 1 8	佐和町	E 0 3	矢作町		
94			G 0 6	三角町	E 0 4	桜木町		
95			G 1 3	山王町	E 0 5	加曾利町		
96	J 0 2		椎名崎町	E 0 6	若松町			
97	す		I 0 3	塩田町	F 0 1	小中台町		F
98			A 1 3	汐見丘町	F 0 2	小仲台		
99		L 0 4	下泉町	F 0 3	宮野木町			
100		M 0 1	下大和田町	F 0 4	園生町			
101		L 0 3	下田町	F 0 5	あやめ台			
102		C 0 7	白旗	F 0 6	作草部町			
103		A 2 0	新宿	F 0 7	萩台町			
104		A 1 7	新千葉	F 0 8	天台			
105		A 1 9	新田町	F 0 9	千草台			
106		A 1 8	新町	F 1 0	源町			
107		A 4 8	新港	F 1 1	愛生町			
108	A 3 6	神明町	F 1 2	椿森				
109	そ	A 4 5	末広	F 1 3	殿台町			
110		C 0 5	蘇我町	F 1 4	東寺山町			
111		F 0 4	園生町	F 1 5	原町			
112	た	C 1 0	大巖寺町	F 1 6	高品町			

区分	50音順			地区コード順		
		地区コード	地区名	地区コード	地区名	
113	た	J 1 0	大膳野町	F 1 7	都賀	F
114		G 1 1	大日町	F 1 8	みつわ台	
115		F 1 6	高品町	F 1 9	西都賀	
116		A 5 4	高洲	F 2 0	都賀の台	
117		K 0 6	高田町	F 2 1	東千葉	
118		M 0 4	高津戸町	F 2 2	柏台	
119		L 1 4	高根町	G 0 1	横戸町	G
120		A 5 7	高浜	G 0 2	柏井町	
121		H 0 2	武石町	G 0 3	花島町	
122		L 1 3	多部田町	G 0 4	犢橋町	
123		L 0 1	旦谷町	G 0 5	千種町	
124	F 0 9	千草台	G 0 6	三角町		
125	ち	G 0 5	千種町	G 0 7	宇那谷町	
126		D 1 2	千城台	G 0 8	内山町	
127		A 4 4	千葉寺町	G 0 9	長沼町	
128		A 5 1	千葉港	G 1 0	長沼原町	
129		A 3 4	中央	G 1 1	大日町	
130		A 5 0	中央港	G 1 2	六方町	
131		つ	F 1 7	都賀	G 1 3	山王町
132	F 2 0		都賀の台	G 1 4	小深町	
133	F 1 2		椿森	G 1 5	花見川	
134	A 2 8		鶴沢町	G 1 6	さつきが丘	
135	て	A 5 3	出洲港	G 1 7	横戸台	
136		F 0 8	天台	G 1 8	こてはし台	
137	と	A 2 6	道場北	H 0 1	幕張	H
138		A 2 7	道場南	H 0 2	武石町	
139		M 0 3	土気町	H 0 3	長作町	
140		A 1 5	轟町	H 0 4	天戸町	

区分	50音順			地区コード順		
		地区コード	地区名	地区コード	地区名	
141	と	F 1 3	殿台町	H 0 5	浜田	H
142		J 0 6	富岡町	H 0 6	豊砂	
143		L 0 9	富田町	H 0 7	若葉	
144		H 0 6	豊砂	H 0 8	中瀬	
145		A 5 2	問屋町	H 1 0	ひび野	
146	な	H 0 3	長作町	H 1 1	打瀬	I
147		A 3 8	長州	H 1 2	作新台	
148		H 0 8	中瀬	H 1 3	幕張西	
149		L 1 1	中田町	H 1 4	幕張本郷	
150		J 0 3	中西町	I 0 1	村田町	
151	の	G 0 9	長沼町	I 0 2	浜野町	J
152		G 1 0	長沼原町	I 0 3	塩田町	
153		L 1 6	中野町	I 0 4	生実町	
154		B 0 3	浪花町	I 0 5	南生実町	
155		F 1 9	西都賀	I 0 9	おゆみ野	
156	に	D 0 2	仁戸名町	I 1 0	おゆみ野有吉	I
157		A 1 1	登戸	I 1 1	おゆみ野中央	
158		L 2 0	野呂町	I 1 2	おゆみ野南	
159	は	F 0 7	萩台町	J 0 1	古市場町	J
160		B 0 1	畑町	J 0 2	椎名崎町	
161		G 0 3	花島町	J 0 3	中西町	
162		B 0 4	花園	J 0 4	落井町	
163		G 1 5	花見川	J 0 5	刈田子町	
164		C 1 2	花輪町	J 0 6	富岡町	
165		H 0 5	浜田	J 0 7	小金沢町	
166		I 0 2	浜野町	J 0 8	茂呂町	
167		F 1 5	原町	J 0 9	大金沢町	
168		ひ	F 2 1	東千葉	J 1 0	

区分	50音順			地区コード順		
		地区コード	地区名	地区コード	地区名	
169	ひ	F 1 4	東寺山町	K 0 1	平山町	K
170		A 3 0	東本町	K 0 2	東山科町	
171		K 0 2	東山科町	K 0 3	鎌取町	
172		H 1 0	ひび野	K 0 4	辺田町	
173		K 0 7	平川町	K 0 5	誉田町	
174		K 0 1	平山町	K 0 6	高田町	
175		ふ	A 2 1	富士見	K 0 7	
176	J 0 1		古市場町	L 0 1	旦谷町	L
177	へ	K 0 4	辺田町	L 0 2	谷当町	
178		A 1 6	弁天	L 0 3	下田町	
179	ほ	D 0 1	星久喜町	L 0 4	下泉町	
180		K 0 5	誉田町	L 0 5	大井戸町	
181		A 3 5	本千葉町	L 0 6	上泉町	
182		A 3 2	本町	L 0 7	小間子町	
183	ま	H 0 1	幕張	L 0 8	更科町	
184		H 1 3	幕張西	L 0 9	富田町	
185		H 1 4	幕張本郷	L 1 0	御殿町	
186		A 5 5	真砂	L 1 1	中田町	
187		C 0 4	松ヶ丘町	L 1 2	北谷津町	
188		A 1 4	松波	L 1 3	多部田町	
189	み	B 0 7	瑞穂	L 1 4	高根町	
190		F 1 8	みつわ台	L 1 5	古泉町	
191		A 1 0	緑町	L 1 6	中野町	
192		A 3 7	港町	L 1 7	川井町	
193		I 0 5	南生実町	L 1 8	佐和町	
194		C 0 2	南町	L 1 9	和泉町	
195		B 0 6	南花園	L 2 0	野呂町	
196		F 1 0	源町	L 2 1	五十土町	

区 分	50音順			地区コード順		
		地区コード	地 区 名	地区コード	地 区 名	
197	み	E 0 2	都町	L 2 2	大広町	L
198		C 0 3	宮崎	L 2 3	御成台	
199		F 0 3	宮野木町	M 0 1	下大和田町	M
200	む	I 0 1	村田町	M 0 2	上大和田町	
201	も	J 0 8	茂呂町	M 0 3	土気町	
202	や	L 0 2	谷当町	M 0 4	高津戸町	
203		E 0 3	矢作町	M 0 5	大高町	
204		A 0 8	弥生町	M 0 6	越智町	
205		M 0 9	小食土町	M 0 7	大木戸町	
206		ゆ	A 2 4	祐光	M 0 8	
207	よ	G 1 7	横戸台	M 0 9	小食土町	
208		G 0 1	横戸町	M 1 0	小山町	
209	ろ	G 1 2	六方町	M 1 1	板倉町	
210	わ	C 0 6	若草	M 1 2	あすみが丘	
211		H 0 7	若葉	T	幹線道路	T
212		E 0 6	若松町	国・県・主	国県主要道	

